

## 「第2次丸亀市協働推進計画(案)」パブリックコメント募集要領

### ◆募集内容

地域の様々な課題を解決し、市民一人ひとりが満足でき、より多くの人々に愛される丸亀市を目指すためには、行政とともに市民やコミュニティ、市民活動団体、事業者といった多様な主体が協力し、協働でまちづくりを進めていくことが重要で効果的です。

協働のまちづくりを推進するための指針となる「第2次丸亀市協働推進計画(案)」について、市民の皆様からご意見を募集します。

### ◆資料の閲覧方法

(1) 市のホームページ

(2) 文書による閲覧場所

- 丸亀市役所 1階（情報公開コーナー）、3階 生涯学習課
- 綾歌市民総合センター      ●飯山市民総合センター      ●本島市民センター
- 広島市民センター      ●各コミュニティセンター（本島、広島を除く。）
- 中央図書館      ●綾歌図書館      ●飯山図書館
- 丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）      ●綾歌保健福祉センター
- 飯山総合保健福祉センター      ●丸亀市市民交流活動センター（マルタス）

### ◆意見を提出できる人

- 丸亀市内に住んでいる人      ○丸亀市内に通勤・通学している人
- 丸亀市内で事業又は活動を行う法人や団体      ○丸亀市に対して納税義務がある人、法人や団体
- 本件の実施に関し利害関係のある人、法人や団体

### ◆意見の提出方法

意見は所定の様式もしくは自由様式にて記入し、郵便、FAX、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出してください。

### ◆意見募集の期間 令和6年1月4日（木）から令和6年2月2日（金）まで

### ◆提出の際の留意事項

- (1) 必ず氏名と住所（団体の場合は団体名及び所在地）を明記してください。  
（記載されていないものは意見として受付できません。）
- (2) 住所又は所在地が市外の場合は、市内に所有する事務所もしくは事業所、勤務先、学校名等を納税義務がある場合や利害関係を有する場合は、その旨と内容について記載してください。
- (3) 電話、窓口等での口頭による意見の受付及び個別回答はできません。

### ◆提出された意見の取扱い

提出された意見の概要と意見に対する市の考え方をとりまとめて、市のホームページで公表します。

### ◆意見の提出・問い合わせ先

- 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号 丸亀市市民生活部生涯学習課（丸亀市役所3階）
- ・電話      0877-35-7628      ・FAX      0877-25-2409
  - ・Eメール      shogai-k@city.marugame.lg.jp      ・持参      上記の閲覧場所と同じ